

科目等履修生規程

関西外国語大学 科目等履修生規程

(趣旨)

第 1 条 この規程(以下「本規程」という)は、関西外国語大学学則(以下「学則」という)第54条第2項の規定にもとづき、科目等履修生に關し必要な事項を定める。

(受入時期)

第 2 条 科目等履修生の受入時期は学期始めとする。

(申請資格)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者に申請資格を与える。

- (1) 学則第23条の規定に該当する者。
 - (2) 本学部学生と同等以上の学力があると認められる者。
 - (3) 希望する授業科目を履修するに十分な学力があると認められる者。
 - (4) 本学大学院生で研究指導教員の指導にもとづき学部の特定の授業科目の履修を希望する者。
 - (5) 他大学の学生等で大学間の協議にもとづき科目等履修生としての受入を希望する者。
- 2 教員免許状を取得しようとする者は、免許法に規定された要件のうち必要単位数の3分の2程度を修得していなければならない。
- 3 教育実習を履修しようとする者は、前2項の要件に加え、教務委員会が別途指示する要件を充足していなければならない。

(申請手続)

第 4 条 前条の申請資格を有する者で科目等履修生を志願する者は、別途公示する科目等履修生募集要項にもとづき、所定の申請期間に次の各号の書類および学則別表第9に定める受入検定料を添えて学長に願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生受入申請書(所定様式)
- (2) 最終学校の卒業証明書および学業成績証明書(本学既卒者、本学卒業見込者、本学大学院生は不要)
- (3) 写真

(選考)

第 5 条 前条の申請手続を行った者について、科目等履修生募集要項にもとづき選考を行う。

(登録手続および受入許可)

第 6 条 前条の選考による受入可否は、学長が決定する。

- 2 受入決定の通知を受けた者は、所定の期日までに登録手続書類を提出するとともに学則別表第10に定める登録料および履修料を納入し、登録手続を完了しなければならない。
- 3 前項の登録手続を完了した者に学長が受入を許可する。
- 4 受入を許可された者には科目等履修生証を発行する。

(履修登録上限単位数)

第 7 条 1年間に履修できる総単位数は原則として20単位を限度とする。

- 2 履修の可否は教務委員会が個別に判定する。

(受入期間)

第 8 条 受入期間は原則として 1 年間を限度とする。ただし、学長が認めた場合に限り、所定の手続を経て、さらに 1 年間を限度として延長することができる。

(単位の付与)

第 9 条 履修科目において所定の成績を修めた場合に単位を付与する。

(証明書の発行)

第 10 条 科目等履修生には、請求にもとづき各種証明書を発行する。

(履修の辞退)

第 11 条 受入期間中に履修を辞退しようとする者は、事由を明記して学長に届け出なければならない。

(受入許可の取消)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が受入許可を取り消す。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 成績不良で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当事由なく出席が常でない者。
- (4) 本学の秩序を乱し科目等履修生としての本分に反した者。
- (5) 必要な費用の納入義務を怠った者。

(適用除外)

第 13 条 第 3 条第 1 項第 5 号に定める大学間の協議にもとづく受入の場合は、第 4 条から第 6 条の規定は適用除外とし、学長が別途指示する。

(雑 則)

第 14 条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は学則、履修規程および試験規程等を準用する。
2 学内諸施設は許可を得て利用することができる。

(改 廃)

第 15 条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則

本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。